第九条第五項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第六項及び第七項を削る。

第十九条第二項中「第二十二条第一項及び第二十三条第一項」を「第二十二条及び第二十四条第一項」に改める。

第二十条第一項中「。第二十三条第一項において同じ。」を削る。

第二十二条第一項中「登録月の一日現在」を「政令で定めるところにより、登録月の一日現在」に、「当該登録月の二日」を「同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）」に改め、同項ただし書中「登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合」を「天災」に改め、「日を」の下に「通常の登録日後に」を加え、同条第二項中「においては」を「には、政令で定めるところにより」に、「ところ」を「日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）」に改め、「者を」の下に「当該選挙時登録の基準日に」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

4　第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

第二十四条第一項中「縦覧期間内」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）を除く。）　当該登録が行われた日の翌日から五日間

二　第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）に限る。）及び同条第三項の規定による選挙人名簿の登録　当該登録が行われた日の翌日

第二十四条第二項中「抹消し」を「抹消し」に改め、同条第四項中「ついて、」を「ついて」に改める。

第二十五条第四項中「ついて、」を「ついて」に、「縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」を「第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う選挙人名簿の登録」に改める。

第二十六条中「第二十二条」を「第二十二条第一項又は第三項」に改める。

第二十八条の二第一項中「日から」の下に「当該」を加え、「から」を「から」に改め、同項に後段として次のように加える。

この項前段に規定する期間（第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。）においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

第二十八条の二第二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第四号中「掲げる場合」の下に「の区分」を加える。

第二十八条の三第一項中「同項」を「同項前段」に改め、「掲げる場合」の下に「の区分」を加え、同条第二項第一号及び第三号中「にあつては」を「には」に改め、同項第五号中「掲げる場合」の下に「の区分」を加える。

第三十条第一項中「に因り」を「により」に改め、同条第二項中「、縦覧及び確定に関する期日及び期間」を「の期日及び異議の申出期間」に改める。

第三十条の七を次のように改める。

第三十条の七　削除

第三十条の八第三項中「において準用する第二十四条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において準用する第二十四条第一項」を「第一項」に改め、「において準用する同法第二十四条第一項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十四条第一項及び第二項」を「第二十四条第二項」に、「在外選挙人名簿の登録に関する」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

選挙人は、在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録に関する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

一　第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日間

二　衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日

第三十条の九第一項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の八第二項」に改め、同条第二項中「縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消」を「第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日に異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う在外選挙人名簿の登録」に改める。

第三十条の十二に後段として次のように加える。

この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第三十条の十六中「から」の下に「第三十条の六まで及び第三十条の八から」を加える。

第四十四条の見出しを「（投票所における投票）」に改め、同条第三項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の」を「第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている」に、「においては」を「には」に、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければ」に改める。

第四十八条の二第一項第三号中「少年院」の下に「、少年鑑別所」を加え、同項に次の一号を加える。